学校法人　南京都学園

カスタマーハラスメント防止基本方針

学校法人　南 京 都 学 園
理 事 長　本 部 広 樹

学校法人南京都学園（以下「本学園」という。）は、『人間の能力は生まれつきのものではなく　その人の努力によって開発され、無限に伸ばされる』の教育理念のもと、平和で民主的な国家および社会に貢献できる人間の育成を目指し学園全体で取り組んでおります。そのなかで、保護者や地域の方々（以下「保護者等」という。）からいただく様々なご意見・ご要望は、今後の教育改善に資するものとして真摯に受け止めさせていただいております。

しかしながら、近年、教育現場においては、社会通念を逸脱するような教職員への過剰な要求や不当な言動、いわゆる『カスタマーハラスメント』が深刻な問題となっております。このような言動は教職員の業務の遂行を妨げ、教育環境の悪化を招くものであり、決して容認できるものではありません。

本学園では、教職員の人権を尊重し、全ての教職員が安心して就労できるように、『学校法人南京都学園カスタマーハラスメント基本方針』を策定いたします。

１．カスタマーハラスメントの定義

本学園に対する意見や言動のうち、その要求内容の妥当性に照らし合わせ、当該要求のための手段・態様が社会通念上許容される範囲を逸脱し、教職員の就業環境が害されるものとしています。

２．カスタマーハラスメントに該当する行為の例

＊以下の記載は一例であり、これらに限定されるものではありません。

①攻撃的、威圧的、脅迫的な言動
- ○大声での叱責、怒鳴り声、暴言、人格を否定する言葉
- ○教職員やその家族に対する危害を示唆した言動
- ○机を叩く、物を投げるなどの威嚇行為や暴力行為

②時間的・場所的に不相当な要求
- ○深夜や早朝、休日など勤務時間以外における執拗な電話やメール、来校による要求
- ○長時間の執拗な電話、校内の居座りや退去要求に応じない行為

③過剰・不当な要求
- ○明らかに学校の責務とはいえない要求
- ○謝罪、退職、賠償を繰り返し要求する行為
- ○学校が提供できない教育や業務を強いるような要求

○社会通念上過剰な配慮の要求
○土下座の強要など社会性を欠く要求
○不当な金銭の要求

④プライバシーの侵害、名誉棄損、誹謗中傷
○教職員の個人情報を本人の許可なく取得、公開する行為
○SNS やインターネットなどにおいて、事実に基づかない、または個人を特定できる形での誹謗中傷を行う行為

⑤その他
○性的な言動
○差別的な言動
○無断での撮影・録音

3．カスタマーハラスメントの対応

①本学園が、カスタマーハラスメントに該当すると判断しうる言動を確認した場合、教職員を守るために、対応や協議を制限、または終了させていただきます。

②特に悪質な場合や犯罪行為と判断した場合は、警察や弁護士など外部の専門機関と連携し、法的な措置を含め厳正に対処します。

4．カスタマーハラスメント基本方針の周知と理解

①本方針は、学園および学園設置３校のホームページに掲載し、全ての保護者等に周知し、理解と協力を求める。

②本方針の施行は令和８年１０月１日からといたします。

③本方針は、現時点での法令や指針等に基づく本学園の基本方針であり、今後国の法令や指針等の改正に応じて必要な見直しを行います。